

## 副業・兼業規程

### (目的)

第1条 本規程は、認定 NPO 法人自然再生センター（以下「法人」という。）の職員が、法人内では得られない知識・スキルを獲得すること、並びに法人外からの新たな知識・情報及び人脈を取り入れることで法人の事業機会の拡大に繋げること等の目的のため、職員が法人の本業以外に副業・兼業することを認めるとともに、その要件・手続等の必要な事項について定めたものである。

### (副業・兼業の原則)

第2条 職員は、所定労働時間外に、副業（本業以外に行う職業であって兼業以外のものをいう。）及び兼業（他の事業主に雇用されること又は役職に就くこと等をいう。以下「副業・兼業」と総称する。）を行おうとするときは、この規程に定めるところによらなければならない。

2 副業・兼業とは、私的時間の有効活用の範囲として、これを通じて、法人の組織人としての知見・能力の向上を資して行われるべきことであることを認識しなければならない。

### (副業・兼業の範囲)

第3条 副業・兼業とは、次の各号のいずれかに該当するものに限るものとする。ただし、いずれの場合であっても、法人の本業において、就業規程その他の遵守事項に違反することがあってはならない。

- (1) 投資行為により、継続的に収益を上げることが目的とする行為をすること。
- (2) 自ら出版をし、又は講演を行うこと。
- (3) 第三者（法人を含む。）からの不定期の依頼に基づき、特定の業務を請け負うこと。
- (4) 第三者（法人を含む。）からの依頼に基づき、継続的に業務を請け負うこと。
- (5) 自ら事業を営むこと。
- (6) 他の法人等に雇用され、その業務に従事すること。

2 就業時間（所定労働時間及び所定外労働時間をいう。）における副業・兼業（インターネットを用いた業務を含む。）は、これを禁止する。ただし、法人の業務運営上、必要な場合はこの限りでない。

### (副業・兼業の制限)

第4条 副業・兼業が次の各号のいずれかに該当する場合には、法人は、これを禁止し、又は制限することができる。

- (1) 副業・兼業が就業時間中に行われる場合
- (2) 長時間労働により本人又は第三者の生命や健康を害するおそれがある場合
- (3) 副業・兼業により職務専念義務等に違反し、労務提供上の支障がある場合
- (4) 企業秘密の漏えいのおそれがある場合
- (5) 不正競争防止法による営業秘密の不正な使用又は開示を伴うおそれがある場合
- (6) 競業（同業他社での兼業をいう。）により法人の利益を害する場合
- (7) 副業・兼業の態様により法人の社会的信用を失墜させる、又は信頼関係を破壊するおそれがある

## 場合

### (副業・兼業の申請)

- 第5条 副業・兼業を行うことを希望する職員は、あらかじめ「副業・兼業届」を、事務局長を経由し法人に提出しなければならない。
- 2 副業・兼業を行う職員（以下、単に「職員」という。）は、前項の内容に相違が生じた場合には、速やかにその内容を届け出なければならない。
- 3 法人は、適宜副業・兼業の実態についての調査・ヒアリング等を行うものとする。
- 4 職員は、副業・兼業を終了した場合には速やかに法人に届け出なければならない。

### (他の事業主に雇用される場合)

- 第6条 副業・兼業が第3条第1項第6号に該当する場合は、他の事業主の事業場における勤務日、勤務日ごとの始業・終業時刻等を法人に届け出なければならない。
- 2 前項の場合において、職員は、法人が定める期間ごとに、他の事業主の事業場における実労働時間等を、メール、勤怠管理システムその他の方法により、法人に報告しなければならない。
- 3 副業・兼業を行う職員は、前項各号の趣旨をよく理解し、自ら副業・兼業を行う時間の把握・管理及び健康状態の把握・管理を行わなければならない。

### (副業・兼業中の服務)

- 第7条 副業・兼業の間も、法人の就業規程に定める機密情報等の保護、法人の信用失墜行為の禁止等、服務規定が適用される。

## 附 則

### (施行期日)

- 第1条 本規程は、令和3年3月4日より施行する。